第1章 地域医療構想の策定にあたって

第1節 構想策定の趣旨

- 〇 我が国では、世界に類を見ない少子高齢・人口減少社会を迎えていますが、平成 37 (2025) 年には、いわゆる「団塊の世代*1」が75歳以上となり、医療や介護を必要 とする方がますます増加します。
- 医療・介護サービスの需要が増大していく中で、患者それぞれの状態にふさわし い良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することが喫緊の課 題となっています。
- 一方、少子高齢化、人口減少が急速に進む中、世代間の負担の公平性を高めながら、子どもや孫の世代まで、安心して医療・介護サービスを受けられる国民皆保険制度を将来にわたって維持できるよう、その持続可能性を高めていかなければなりません。
- こうした中、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)の施行に伴い改正された医療法の規定により、県は、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿(地域医療構想)を医療計画の一部として策定することとなりました。
- 地域医療構想は、地域ごとの医療機能の現状や高齢化の進展を含む地域の将来的な医療ニーズの客観的データに基づく見通しを踏まえたうえで、将来におけるその地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を示すものです。
- 具体的には、入院医療を提供する病床の有する医療機能に着目し、平成37 (2025) 年における病床の機能区分*2ごとの病床数の必要量や居宅等における医療の必要量等 について定めるとともに、その達成に向けた施策の方向性について盛り込みます。

第2節 構想の位置付け・役割

1 医療計画との関係

○ 地域医療構想は、医療法第30条の4第2項に規定される構想区域(二次医療圏・第3章参照)ごとの将来における医療提供体制のあるべき姿、方向性を示す構想(ビジョン)であり、現行の大分県医療計画(第6次計画。計画期間は平成25年度~29

- 1 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの
- 2 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの(前号に該当するものを除く。)
- 3 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの (急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL (日常生活における基本 的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)
- 4 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させるもの

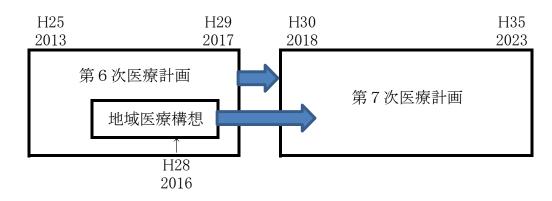
^{*1} 団塊の世代…昭和22(1947)年~24(1949)年生まれ。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。大分県の当該人口は 約6万6,000人(平成22年国勢調査)。

^{*2} 病床の機能区分…医療法施行規則第30条の33の2で定める区分及びその定義は以下のとおり。

年度)の一部として位置付けられます*1。

- また、平成29年度以降に策定開始予定の次期医療計画(第7次。平成30年度~35年度)の一部としても位置付けられることとなります。
- 医療計画は5年後を目標年次として策定しているのに対し、地域医療構想は、およそ10年後である平成37(2025)年時点を中心に見据えて推計し策定する長期の構想であるといえます。

[図1-1 医療計画と地域医療構想]



【参考】地域医療構想の策定時期

- 医療法上、地域医療構想は平成30年3月末までに策定することとなっています。一方、次期医療計画 は平成30年度から6年間の計画になるので、策定は平成29年度から始まる見込みです。地域医療構想 は次期医療計画にも盛り込む必要がありますので、国は、次期医療計画の策定開始までに地域医療構 想が策定されていることが望ましいという考え方から、平成28年度半ばまでの策定が望ましいとして います。
- このため、本県においても、平成28年度半ば頃まで、遅くとも平成28年度末までの策定を目指して進めてきました。

2 地域医療構想の役割

○ 地域医療構想は、これからの約10年、さらにはその先まで見据えた医療提供体制の目指すべき方向性について、医療関係者、行政、県民が広く共有し、実現に向けて取り組むための指針となるものです。

3 地域医療構想の策定体制

○ 地域医療構想を策定するにあたっては、構想区域(二次医療圏)ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者からなる協議の場として「地域医療構想調整会議^{*2}」を開催するとともに、県全体の協議の場として、大分県医療計画策定協議会を位置

^{*1} 現行の医療計画との関係…地域医療構想は現行の大分県医療計画を一部変更するものですが、体裁上は医療計画に追加する別冊としての位置付けとします。

^{*2} 地域医療構想調整会議…医療法第30 条の14に基づき、都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」の名称。医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議する。各会議の構成員は巻末資料を参照。

付けました。

- また、大分県医療審議会*¹ に対して適宜報告するとともに、最終案の諮問を行いました。
- こうした協議の場のほかに、県民に対する意見聴取 (パブリックコメント) や関係団体等への意見照会を行いました。
- 主な策定経過*2は以下のとおりです。

平成27年	
8月 7日	平成27年度第1回大分県医療計画策定協議会
	¦議事 ○地域医療構想について
	○今後の進め方について
	○将来の必要病床数の推計値について
	○構想区域間(県外・県内)の調整について
8月17日	第1回豊肥地域医療構想調整会議
8月24日	第1回南部地域医療構想調整会議
8月26日	第1回中部地域医療構想調整会議
8月28日	第1回東部地域医療構想調整会議
9月 3日	第1回西部地域医療構想調整会議
9月 8日	第1回北部地域医療構想調整会議
	議事 ○地域医療構想について
	○今後の進め方について
	○将来の必要病床数の推計値について
	○構想区域間(県外・県内)の調整について
10月 8日	医療審議会
	議事 ○地域医療構想について (報告)
	(これまでの経過、主な意見など)
10月13日	第2回東部地域医療構想調整会議
10月16日	第2回中部地域医療構想調整会議
10月19日	第2回西部地域医療構想調整会議
10月21日	第2回豊肥地域医療構想調整会議
10月27日	第2回南部地域医療構想調整会議
11月 4日	第2回北部地域医療構想調整会議
	議事 ○将来の医療需要及び必要病床数の推計値について
	○地域医療構想の骨子(案)について
12月 1日	平成27年度第2回大分県医療計画策定協議会
	議事 ○地域医療構想策定に係るこれまでの経過について
	○将来の医療需要及び必要病床数の推計値について
	○地域医療構想の骨子(案)について
平成28年	
1月19日	第3回東部地域医療構想調整会議
1月27日	第3回南部地域医療構想調整会議

^{*1} 医療審議会…医療法第71条の2に基づき、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため置かれる。

^{*2} 各会議において使用した資料については、大分県ホームページ(http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/)にて公開しています。

1月29日 第3回中部地域医療構想調整会議 2月 3日 第3回西部地域医療構想調整会議 2月 5日 第3回豊肥地域医療構想調整会議 2月 9日 第3回北部地域医療構想調整会議 2月24日 平成27年度第3回大分県医療計画策定協議会 3月29日 医療審議会 県民意見募集 (パブリックコメント)、関係団体への意見聴取 4月 8日 ~5月13日 6月14日 医療審議会(諮問・答申) 公表

4 他計画との関係

○ 地域医療構想は医療計画の一部であり、大分県長期総合計画「安心・活力・発展 プラン2015」、「おおいた高齢者いきいきプラン*1」、「生涯健康県おおいた21*2」、 「大分県医療費適正化計画*3」など関連する諸計画との整合性を図っています。

^{*1} おおいた高齢者いきいきプラン…老人福祉法第20条の9及び介護保険法第118条に基づく、大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(第6期)。計画期間は平成27~29年度。

^{*2} 生涯健康県おおいた 2 1 …健康増進法第 8 条第 1 項に基づく、大分県健康増進計画(第 2 次)。計画期間は平成25 ~34年度。

^{*3} 大分県医療費適正化計画…高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画(第2期)。計画期間は平成25~29年度。